

Disclosure 2023

のぞみ信用組合の現状



のぞみ Disclosure 2023

概要

資料編

■ 概要 ■

設立 昭和27年6月24日
(開業:昭和27年7月21日)
出資金 3,393百万円
組合員 53,339人
店舗数 15店舗
役員 215名(うち、常勤役員10名)
営業区域 大阪府全域
(令和5年3月末現在)

■ 沿革 ■

昭和27年6月 大阪化繊取引所及び大阪三品取引所の会員による
職域信用組合として事業認可
昭和27年7月 大阪商業信用組合として事業開始
昭和28年7月 職域信用組合から地域信用組合へ変更
営業区域を大阪府内一円に拡張
昭和37年9月 本店を大阪市中央区東高麗橋2番35号に移転
平成16年1月 大阪庶民信用組合と合併し、のぞみ信用組合に
名称変更
平成16年5月 本店を現所に移転(大阪市中央区内本町2丁目3番5号)



■最寄駅 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅下車
13番出口を東へ徒歩5分
地下鉄谷町線・中央線「谷町4丁目」駅下車
3番出口を西へ徒歩5分

Contents

概要・沿革	1	取引時確認のお願い	18
ごあいさつ・経営理念・行動指針	2	振り込み詐欺救済法について	
令和4年度 事業の概況	3	預金者保護法への対応について	19
第71期通常総代会の開催、 総代会制度について、総代選挙について	5	A T Mオンライン	
お客様アンケート調査について	7	ネットワークサービスについて	19
地域・社会貢献活動	10	適切な勧誘・募集について	20
地域密着型金融の取り組み	11	組織図、役員体制、会計監査人の名称	21
のぞみ信用組合「SDGs宣言」	13	主要な業務のご案内	22
第6次中期経営計画	15	主要な商品のご案内	23
経営管理について	16	店舗等一覧、営業区域・店舗の状況	25
マナー・ローンダリング及び テロ資金供与対策に係る基本方針	18	資料編	26
		索引	46

ごあいさつ

平素は、のぞみ信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

本年も、ディスクロージャー誌「のぞみ2023」を作成いたしましたので、ご覧いただき当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

さて、令和4年度の日本経済は、コロナ禍の影響が残る中、民需を中心に緩やかな持ち直しが見られましたが、当組合の主要取引先である中小・小規模事業者の事業環境は、ロシアによるウクライナ侵略の長期化や資源価格の高騰等を背景とした物価上昇が収益改善の足かせとなっております。

このような環境下、令和4年度は第6次中期経営計画の2年目として、「お客様に喜ばれる取引の実践」への取組みを通じ、お客様との信頼関係の構築を一段と進めました。ものづくり補助金や事業再構築補助金の申請支援のほか、外部機関との連携では、大阪府中小企業活性化協議会や事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、経営改善支援や事業承継の支援に努めました。また、オンライン形式のビジネスマッチングフェアや当組合独自のネットワーク（のぞみ掲示板）を活用したビジネスマッチングにも注力いたしました。

社会貢献活動では、創立70周年記念事業として盲導犬育成事業と大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」への寄付を行いました。

当年度も引き続き、相互扶助の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取組みを強化し、「地域において真に必要なとされる金融機関」を目指し、全力で取り組んでまいります。

役職員一同、鋭意努力を重ねてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 平野 二三記



経営理念

地域と人にやさしいコミュニティバンクとして
中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、
きめ細かな金融サービスを通じて、
みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります。

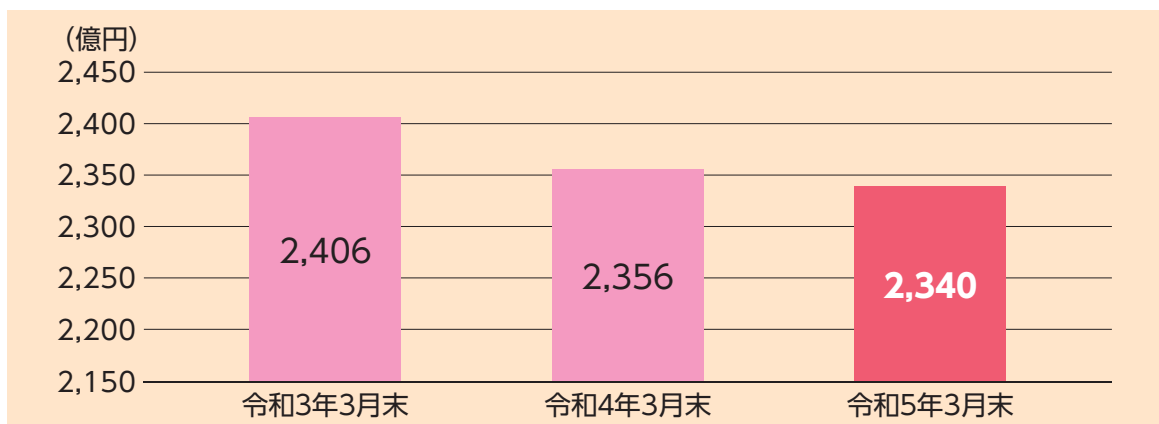
行動指針

1. 私たちは、お客様の信頼こそが組合存続の礎と考え、法と正しい倫理に基づき、責任をもって行動します。
2. 私たちは、お客様の立場に立って考え、その真のニーズに応えます。
3. 私たちは、厳正なりスク管理の下に、健全経営を行います。
4. 私たちは、お客様と地域とのコミュニケーションを重視し、情報開示を積極的に行います。
5. 私たちは、お客様のお役に立てる金融サービスを提供するため、能力の向上に努めます。
6. 私たちは、相互信頼のもとに活力に溢れた働き甲斐のある企業風土をつくります。

令和4年度 事業の概況

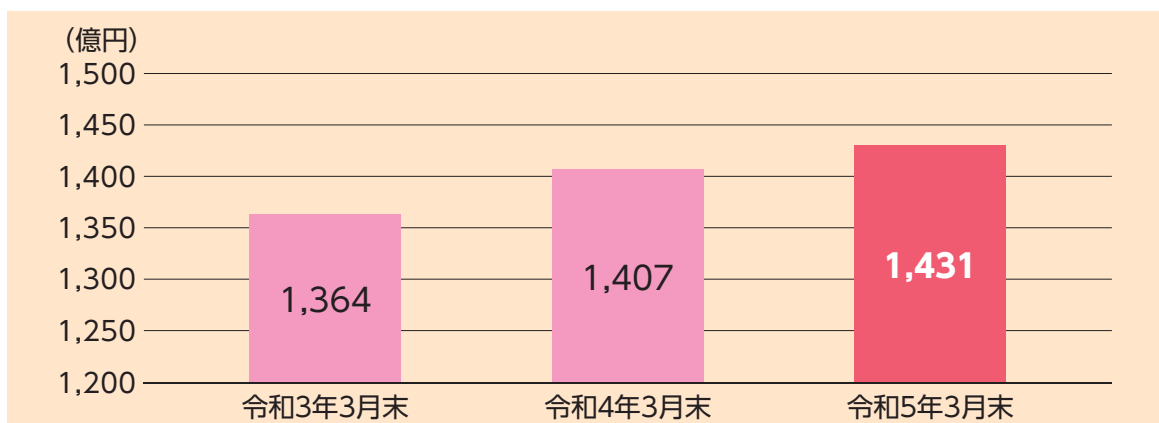
● 預金積金は、前期比16億円の減少

預金積金残高は前期末比16億円減少(0.70%減)の2,340億円となりました。



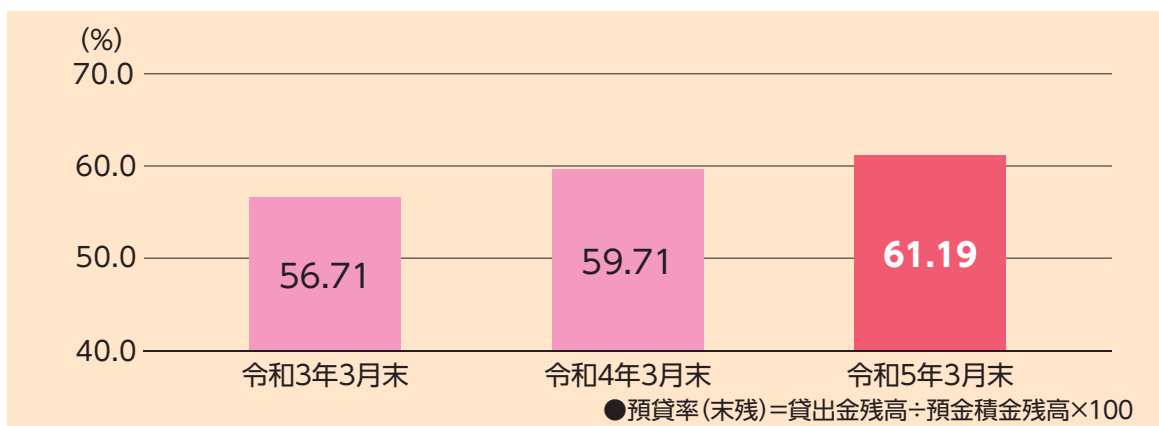
● 貸出金は、前期比 24 億円の増加

「コア業務」への一層の集中、及び「お客様に喜ばれる取引」の実践を通じ、資金ニーズに対応した融資の増強に注力し、貸出金残高は前期末比24億円増加(1.74%増)の1,431億円となりました。



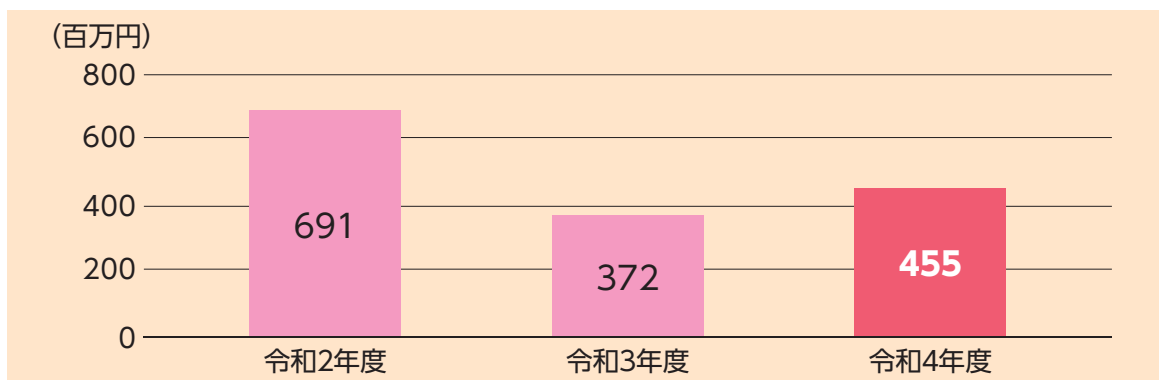
● 預貸率は、61.19%に上昇

預積金の減少及び貸出金の増加により、預貸率は前期末比1.48ポイント上昇の61.19%となりました。

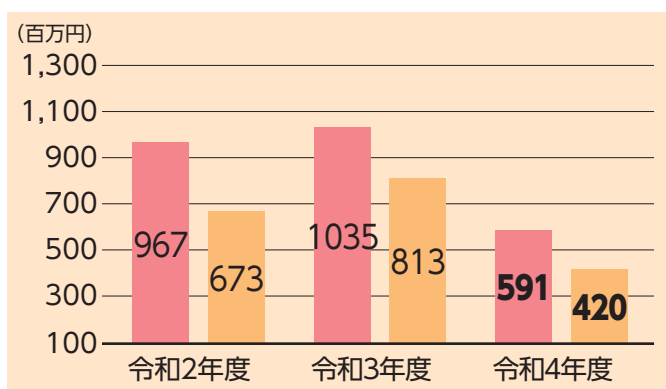


● コア業務純益は、前期比83百万円の増加

資金調達費用の減少及び、物件費等の経費削減により、前期末比83百万円増加(22.35%増)の455百万円となりました。

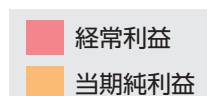


● 経常利益・当期純利益は、ともに減少



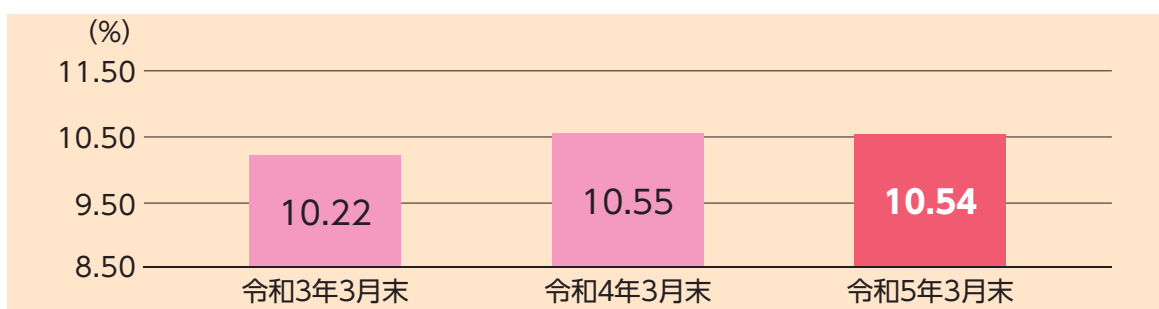
経常利益は444百万円減少の591百万円、当期純利益は、393百万円減少の420百万円となりました。

- 経常利益=経常収益-経常費用
- 当期純利益=経常利益+特別損益-法人税等-法人税等調整額

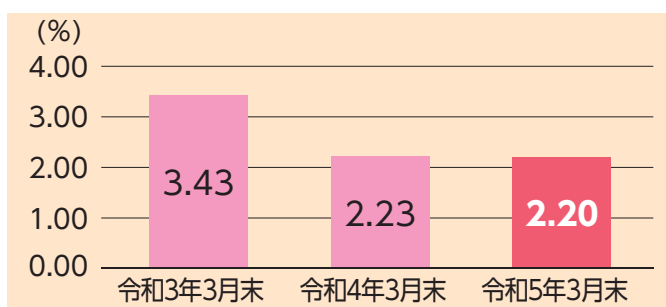


● 自己資本比率は、前期比0.01ポイント低下

資産の安全性を示す自己資本比率は、前期末比0.01ポイント低下し、10.54%となりましたが、国内基準である4%を上回る水準を確保しております。



● 不良債権比率(金融再生法基準)は、0.03ポイント低下



不良債権比率は、前期末比0.03ポイント改善の2.20%となりました。

- 金融再生法基準不良債権比率= $\frac{\text{開示債権額(不良債権額)}}{\text{総与信額}} \times 100$

第71期 通常総代会の開催

第71期通常総代会が、令和5年6月22日(木)午前10時より、当組合本店において開催されました。当日は総代数118名のうち、出席19名(うち委任状による代理出席5名)及び書面による議決権行使99名、合わせて118名により全議案が可決承認されました。

● 議案

【報告事項】

第71期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

【決議事項】

- 第1号議案：第71期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案：第72期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業・収支計画案承認の件
- 第3号議案：組合員除名の件
 - I. 所在不明の組合員除名について
 - II. 債務不履行の組合員除名について
- 第4号議案：役員選任の件
理事4名選任について
- 第5号議案：退任役員に対する慰労金支給の件



総代会制度について

● 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が53,339名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

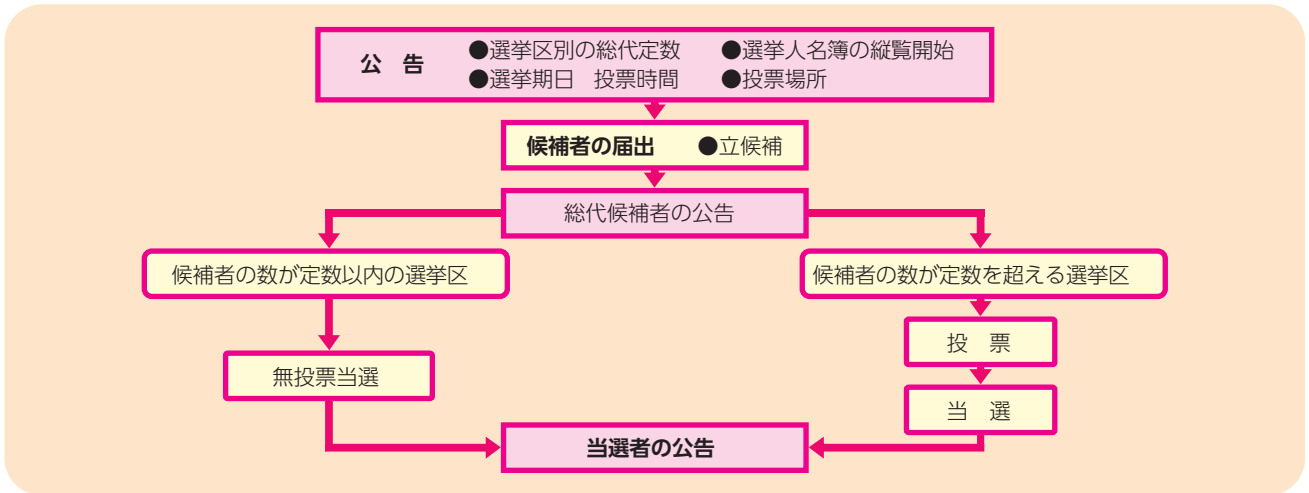


● 総代の選出、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款及び総代選挙規約に基づき選出されます。選挙区は地域的に近い営業店のまとまりを基本として、3選挙区に区分しております。総代の定数は100名以上120名以内で任期は3年です。

総代選挙について

● 総代選挙までの手続

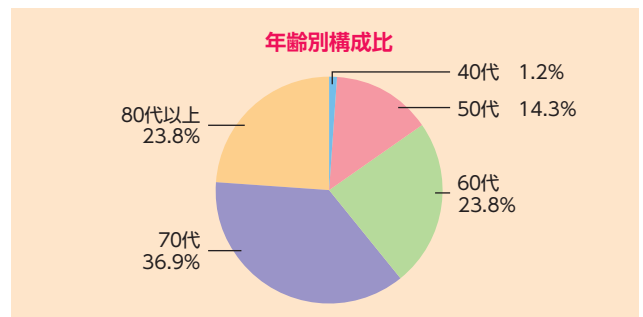
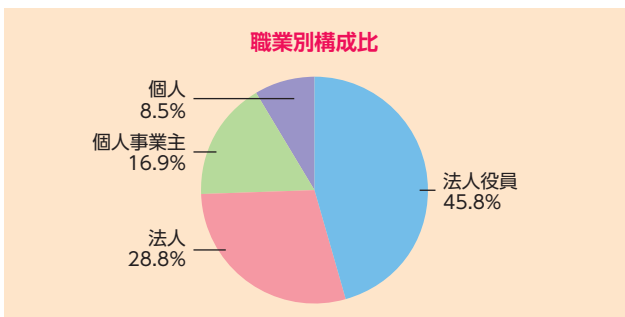


● 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・構成比

令和5年6月30日現在

総代氏名				
第1区 大阪市 (総代定数：54名、総代数：54名)				
上田八木短資株式会社 [9]	日本タルク株式会社 [9]	大阪北合同運送株式会社 [*]	川上 博 [8]	
中尾印刷株式会社 [9]	黒田 清行 [5]	中村 太 [3]	木村 重治 [4]	
吉本 治正 [9]	上西 宏侑 [8]	帰山 福博 [8]	平田 貴子 [2]	
株式会社久寿野木ビルディング [*]	株式会社ニューモアカラー [4]	花田 利彦 [3]	岡村印刷工業株式会社 [*]	
カワセコンピュータサプライ株式会社 [*]	昌栄機工株式会社 [7]	株式会社コーニッシュ [1]	内山 順吉 [2]	
株式会社合通ロジ [*]	株式会社ツタハラ [4]	株式会社FDS [1]	吉村 礼子 [8]	
株式会社星和ビジネスリンク [8]	株式会社たかぎ商店 [4]	富士電装株式会社 [*]	齋藤 昇 [7]	
星光ビル管理株式会社 [*]	橋本商事株式会社 [1]	佐々木 淳 [3]	大西 啓太郎 [2]	
株式会社セイカ [*]	名阪観光株式会社 [1]	岡田 勝身 [8]	酒木 信良 [1]	
西谷商事株式会社 [*]	萬里商事株式会社 [*]	城阪 勝喜 [3]	川本 公夫 [8]	
奥谷 森一 [8]	株式会社賃住 [7]	辻 憲治 [3]	山本 将義 [5]	
梅津 好文 [8]	エイワ株式会社 [7]	原口 茂 [4]	竹内 和良 [4]	
木村 恒久 [8]	日光パッキン株式会社 [*]	難波 利正 [3]		
株式会社櫻製作所 [*]	株式会社ヒガシトウエンティワン [*]	四宮 務 [1]		
第2区 守口市、吹田市、枚方市、豊中市、大東市 (総代定数：34名、総代数：32名)				
小路 喜代一 [9]	樋上 幸夫 [8]	株式会社たまゆら [1]	大本 博一 [4]	
株式会社ザ鈴木 [8]	山内 久生 [*]	橋内 英樹 [1]	中井 正弘 [4]	
龍建設工業株式会社 [5]	株式会社大塚 [4]	松本 信治 [7]	藤本 和俊 [8]	
丸山 和豊 [4]	株式会社ライブエステート [1]	岸野 肇夫 [8]	川村 悟司 [4]	
近藤 浪子 [4]	中井 利夫 [1]	松本 和美 [8]	北井 秀樹 [2]	
大昭建設株式会社 [*]	青木 荒義 [1]	吉田 三彦 [8]		
近藤 利三郎 [*]	小林 和美 [7]	緒賀 智子 [8]		
川上 興二 [3]	坂本 一彦 [7]	牧野 嘉伸 [5]		
松清 俊春 [8]	大久保 彰 [4]	米田 弘樹 [4]		
第3区 八尾市、東大阪市、堺市 (総代定数：32名、総代数：32名)				
塚口 純行 [*]	木田 潔 [*]	鶴田 慎一 [1]	森川 泰秀 [8]	
谷浦 敏夫 [7]	北川 忠嗣 [7]	後藤 紋子 [9]	松下 導治 [8]	
宮井 光敏 [7]	森井 慎治 [4]	村上 實 [9]	谷口 尚真 [4]	
西尾 晴夫 [6]	西川 洋史 [4]	盛尾 清和 [5]	山浦 富美代 [2]	
今村 雄二 [5]	西野 克美 [4]	森 太一 [5]	吉田 昌広 [8]	
井之上 浩 [3]	南條 保彦 [4]	中野 敏彦 [2]	澤 正行 [3]	
藤井 庸二 [2]	屋島 輝満 [2]	株式会社井野屋 [6]	音野 裕司 [2]	
藤井 利秋 [2]	森 保博 [1]	加茂 正徳 [8]	谷 好明 [1]	

(注)氏名の後に就任回数(任期3年)を記載しております(敬称略、順不同)。なお、就任回数が10回以上の場合は、[*]で表示しております。



概要

お客様アンケート調査について

当組合では、地域に密着し利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指す取り組みの一環として平成17年度より『お客様アンケート調査』を実施しております。

令和4年度も18回目となるアンケート調査を実施させて頂きましたところ、お取引先の皆様から多大のご協力と多くの貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。皆様から頂戴したご意見を参考に、以下のとおり業務改善に取り組んでまいります。

概要

令和4年度の業務改善の実績(第17回アンケート調査を踏まえた取り組み)

改善項目	具体的改善策	実施内容・時期
お客様の 利便性向上・ サービスの 充実に向けて	●印鑑照合・照会システムの導入やペーパーレス化を図り事務の効率化を促進し、お客様の利便性向上に努めてまいります。	令和3年度よりタブレット端末を利用した電子署名による手続きを導入しましたが、今年度は印鑑照合・照会システムの導入を行いました。 スマートフォンによるキャッシュレス決済において、新たに「PayPay」との口座連携を開始しました。
	●引続き、コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援（資金繰り支援・ビジネスマッチングによる販路拡大支援等）に努めてまいります。	前年に引き続きコロナウイルス感染症対策として、資金支援及び当組合独自のマッチングボードの活用によりビジネスマッチングを9件取り組みました。
地域の皆様に 安心し、より 親しみを 感じて 頂くために	●営業主導のイベントの実施や地元商店街等とのタイアップを通じた地域交流や、「盲導犬育成事業」をはじめとした社会貢献活動に取り組んでまいります。	守口支店では、守口市発行の「スーパープレミアム付商品券」の換金業務を行いました。堺陵南支店では、感謝祭期間中に地域の皆様に、堺市社会福祉協議会による相談窓口を開催しました。また、フードロス活動の一環として、堺陵南支店および萩原天神支店において、フードドライブへの協力を実施しました。創立70周年記念事業の一環としては、社会福祉法人日本ライトハウス様に対し200万円の寄付を行いました。
	●ご来店されたお客様に対し、元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応で待ち時間短縮等に努めてまいります。	ご来店いただきましたお客様には元気な挨拶・明るい笑顔での接客を心掛け、スピーディーな対応に努めました。また、アンケート調査結果を踏まえ、お客様満足度向上に向けた具体策を検討しました。
	●お客様に何でも相談いただけるよう信頼関係を深めるとともに、お客様のニーズにあったお役に立てるチャネルの提供等様々な情報提供に努めてまいります。	「Jマッチ」や「ミイダス」に加えて、高校生に求人情報を届けるツールの作成、リアルでの採用イベントの活用、高卒ノウハウの提供等、様々な面から採用活動をサポートする「ジョブドラフト」を開始しました。
	●令和4年1月1日付の「SDGs宣言」により、地域社会の持続的発展に協力してまいります。	子どもが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」へ300万円の寄付を行いました。また環境保全や脱プラの観点から、お客様に書類を交付する際にプラスチック製クリアファイルから紙製クリアファイルへ変更しました。

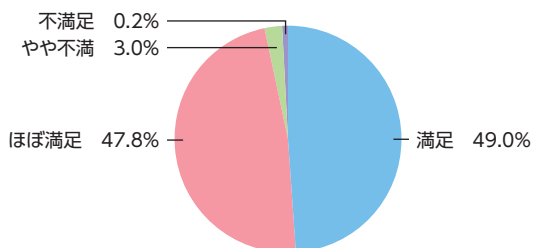
令和5年度の業務改善取り組み方針(第18回アンケート調査を踏まえた改善策)

改善項目	具体的改善策
お客様の 利便性向上・ サービスの 充実に向けて	●ペーパーレス化を図り事務の効率化を促進するとともに、お客様の利便性向上に努めてまいります。
	●コロナ後における様々な経営支援（資金繰り支援・ビジネスマッチングによる販路拡大支援等）に努めてまいります。
	●ご来店されたお客様に対し、元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応で待ち時間短縮等に努めてまいります。
地域の皆様に 安心し、より 親しみを 感じて 頂くために	●地域の皆様へのサービス向上に向け、研修等を通じ当組合職員のスキルアップに努めます。
	●営業主導のイベントや地元商店街等とのタイアップを通じた地域交流や、「盲導犬育成事業」をはじめとした社会貢献活動に取り組んでまいります。
	●引き続き「SDGs宣言」をふまえ、地域社会の持続的発展に協力してまいります。

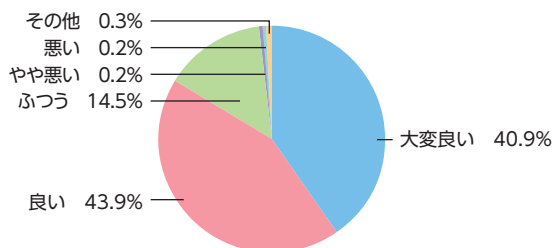
第18回お客様アンケート調査の実施要領

- 調査実施期間 令和5年1月10日(火)～令和5年1月23日(月)
- 調査対象 ・ 融資又は預金のお取引先（店頭来店先・営業担当者訪問先）
・ 1店舗あたり30～80先（店舗毎のお取引先数割）を無作為に抽出
- 調査方法 店頭又は訪問により依頼、郵送により回収、無記名
- 調査先数 総先数700先
- ご回答総数 636先（回収率90.8%）

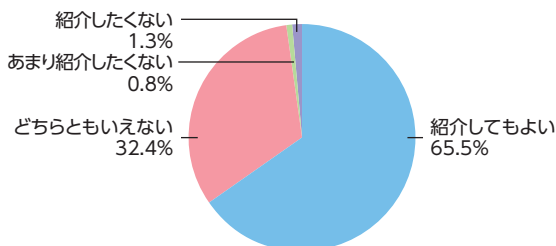
Q1：当組合に対する総合的な満足度についてお聞かせ下さい。



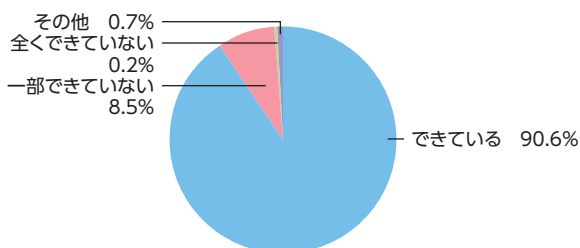
Q2：お取引店舗の印象についてお聞かせ下さい。



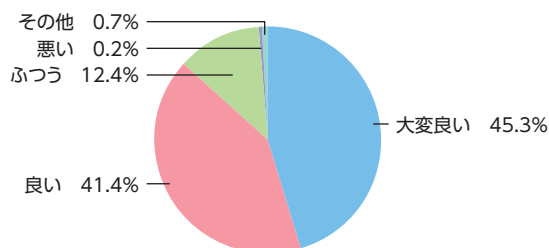
Q3：当組合を紹介してもよいかお聞かせ下さい。



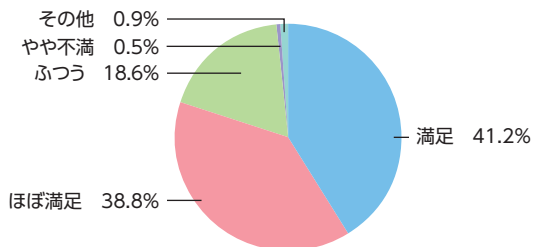
Q4：「元気な挨拶・明るい笑顔」で接客についてお聞かせ下さい。



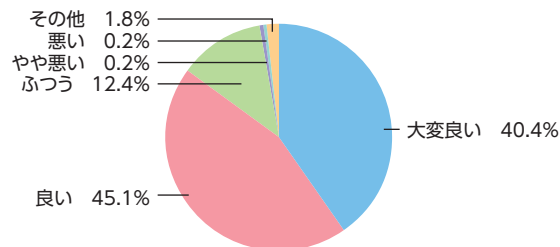
Q5：窓口職員の接客マナーについてお聞かせ下さい。



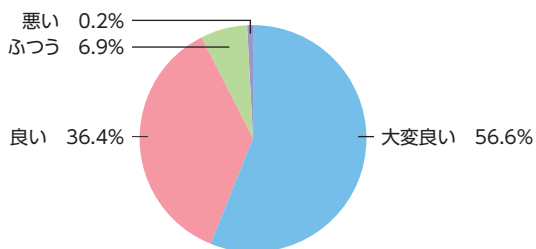
Q6：窓口職員の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



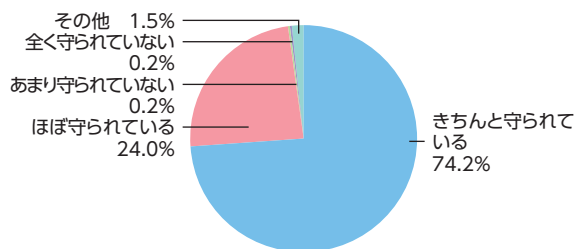
Q7：職員の電話応対についてお聞かせ下さい。



Q8：営業担当者の接客マナーについてお聞かせ下さい。



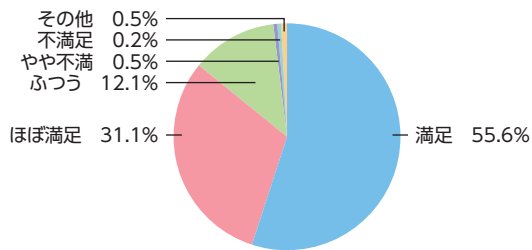
Q9：営業担当者の訪問日時の約束についてお聞かせ下さい。



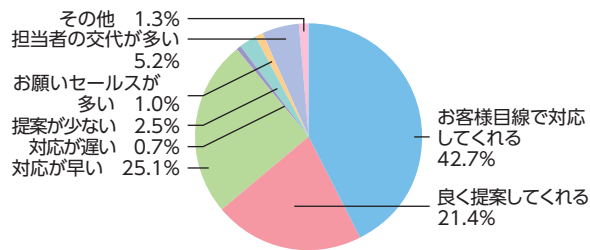
お客様アンケート調査について

概要

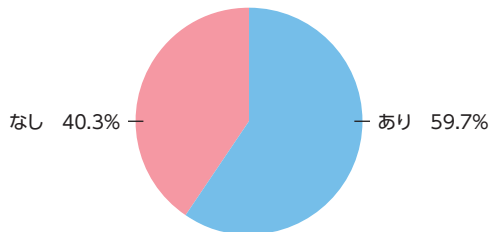
Q10：営業担当者の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



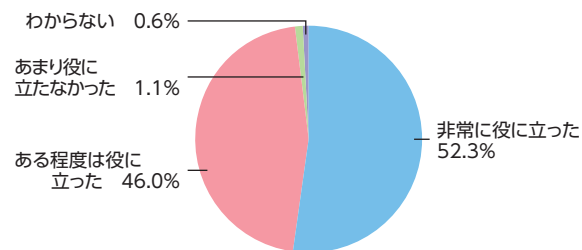
Q11：営業担当者の印象についてお聞かせ下さい。



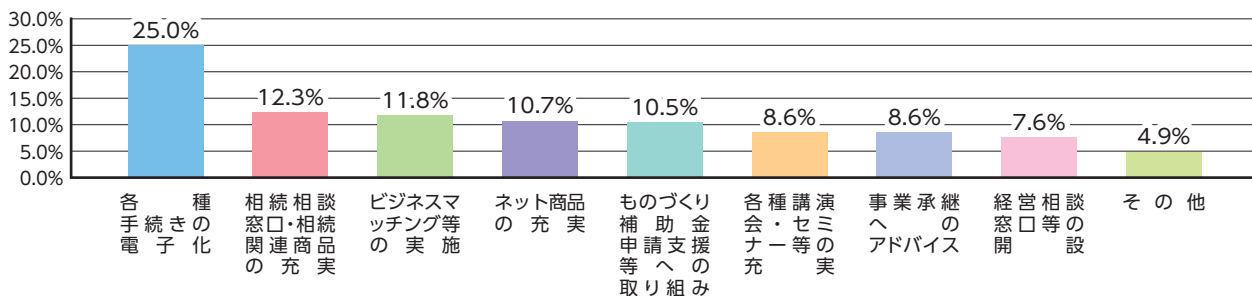
Q12-①：提案・アドバイスの有無についてお聞かせ下さい。



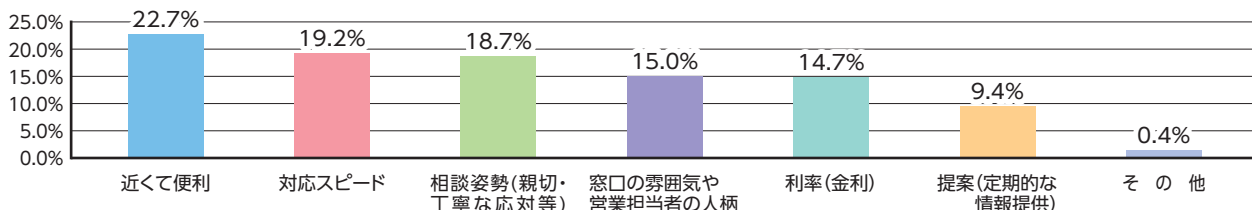
Q12-②：提案・アドバイスはお役に立ちましたかお聞かせ下さい。



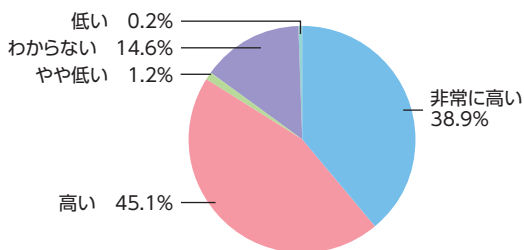
Q13：当組合に対するご要望についてお聞かせ下さい。



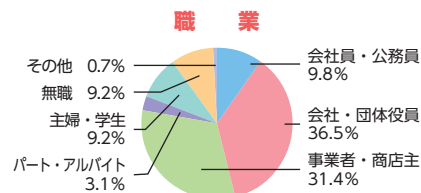
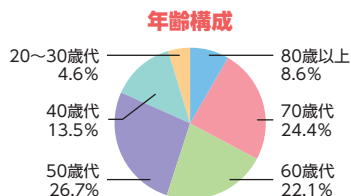
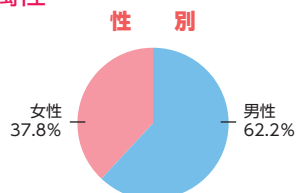
Q14：金融機関の選択についてお聞かせ下さい。



Q15：当組合の職員のコンプライアンス(法令順守)意識についてお聞かせ下さい。



●お客様の属性



地域・社会貢献活動

寄付金について

SDGs(持続可能な開発目標) 達成への取り組みの一貫として寄付を行い、地域社会の持続的発展に努めました。

- 子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」へ寄付をおこないました。

※令和4年6月に300万円の寄付を行いました。

- 盲導犬育成事業を応援する目的で、「盲導犬育成事業応援定期預金・定期積金」を夫々発売し、お預け入れ総額に対して、社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付を行っております。令和5年3月に「社会福祉法人日本ライトハウス創業100周年記念式典」において感謝状を頂きました。

※平成22年度～令和4年度に合計580万円の寄付と盲導犬訓練車を贈呈させていただきました。



〔令和4年7月 感謝状贈呈：本店〕

安心してお取引いただけるための取り組み

● 認知症サポート態勢

当組合では、役職員が「認知症サポーター養成講座」を受講しており、役職員全員受講を目指しています。

● 障がい者サポート態勢

全店にコミュニケーションボードを設置し、障がいをお持ちの方へのサポート態勢の充実を図っております。

● 後見制度ご利用の方の利便性向上

当組合では、ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援預金を取扱いしております。

※後見制度支援預金とは、後見制度を利用されるご本人の財産のうち、日常的な支払いに必要な金銭と別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するものです。

後見制度支援預金をご利用される場合、預金の払戻しや解約、入出金を行う際、予め家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に管理することができます。

● 特殊詐欺未然防止

当組合では、ATMをご利用されるお客様への声掛けや、ご出金・お振込の手続きをされるお客様への内容確認を徹底するなど、振り込め詐欺等の未然防止に努めています。

● 高齢者サポート態勢

堺市では、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりを目指し、「堺市高齢者見守りネットワーク」事業を展開されております。

当組合は本事業に賛同し、該当店舗である萩原天神支店・堺陵南支店を事業者登録しております。

● AED(自動体外式除細動機)を全店設置

当組合では、万一来に備えてAEDを全店に設置しております。

● 地域のお客様貢献活動

当組合では、営業店によるイベントの実施や地域交流をはじめとした社会貢献活動に取り組みました。

- ・港支店においては司法書士による相続に関するセミナーを開催しました。
- ・萩原天神支店および堺陵南支店においては所轄警察署による防犯イベントやフードドライブを開催し社会福祉協議会へ寄贈しました。



〔令和5年2月相続に関するセミナー：港支店〕

地域密着型金融の取り組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況について

● 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域社会・地域経済の発展に貢献することを目的にコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

● 態勢整備の状況について

経営革新等支援機関の認定を受け、審査部内に支援担当を設け各営業店と連携を図っております。

● 取り組み状況

創業・新事業開拓への支援

中小企業者及び小規模事業者等を連携して支援することを目的に株式会社日本政策金融公庫と業務提携しております。

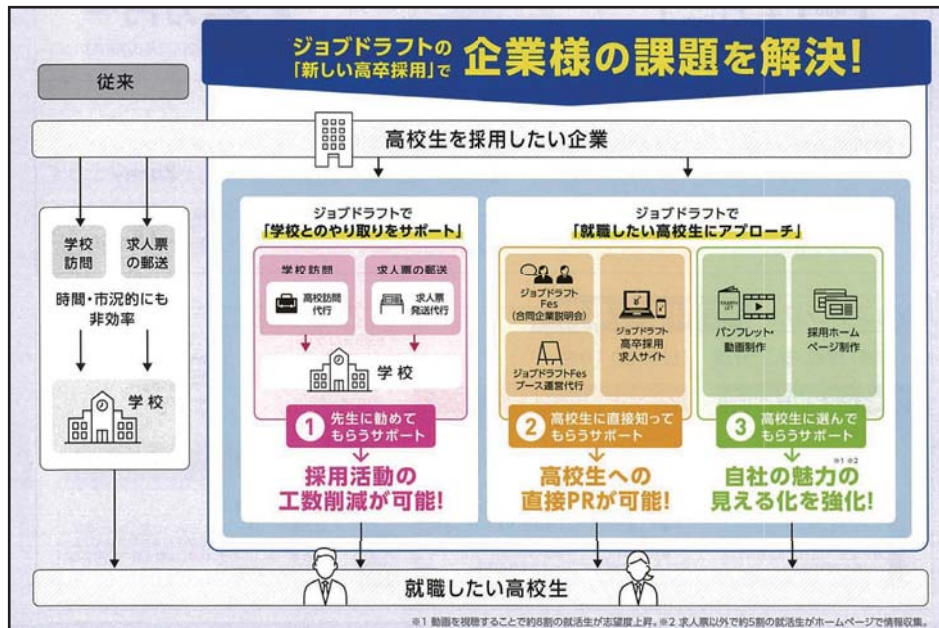
連携融資及び創業者向け事業資金「希望（のぞみ）」を活用し、創業・新事業を支援しております。

成長段階における支援

- 当組合では、各営業店のお客様の様々なご相談や情報提供等のご要望について、全店の情報網を活かし幅広くスピーディーなご提案に努めております。



- 高校生に求人情報を届けるツールの作成、リアルでの採用イベントの活用、高卒ノウハウの提供等、様々な面から採用活動をサポートする「ジョブドラフト」をご紹介させていただいております。「ジョブドラフト」とは株式会社ジンジブが提供する高校生の新卒採用トータルサポートサービスです。



- でんさいネットの利用促進に努め、「でんさい割引」を行うなど、動産担保融資の推進に努めました。

令和4年度 でんさいネット利用件先数： 108先
「でんさい割引」実績： 25先、769百万円

※でんさいネットとは、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子記録機関である「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称で、手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。

- 当組合がコーディネーターとして、リンカーズ株式会社が提供するものづくり系マッチングサービス「Linkers」を活用し、当組合のお取引先の販路拡大や新事業進出を支援しております。

平成29年度～令和4年度 当組合登録先数 : 422先



経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 中小企業庁の認定経営革新等支援機関として、地域の事業者の方が抱える問題や課題に対して、迅速かつ真摯にお応えし、「事業承継」や「ものづくり補助金」等の情報提供や申請支援を積極的に行っております。
また、北浜グローバル経営株式会社と業務提携を行い、各種補助金の申請手続きのサポートを含め、経営課題の解決を支援する体制を強化しております。
- 人材不足の解消や採用時間の削減等の課題解決の一助として、法人のお取引先に対して「ミイダス」をご紹介させていただいております。「ミイダス」とはミイダス株式会社が提供する人材マッチングサービスです。
- 助成金の提案から受給までをサポートする経営支援サービスとして、法人・個人事業者のお取引先に対して「Jマッチ」をご紹介させていただいております。「Jマッチ」とは株式会社ライトアップが提供する経営支援サービスです。



「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

● 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	409件	386件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(%)	23.8%	20.9%
保証契約を解除した件数	10件	12件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件	0件

大阪府中小企業支援ネットワーク

地域の面的再生を促進する観点から、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備する目的に大阪信用保証協会が事務局となり「大阪府中小企業支援ネットワーク」を構築しております。

当組合も地域金融機関として同ネットワークに参加し、地域の事業者の方に対する経営改善支援等、お役に立てるよう情報の収集に努めてまいります。

のぞみ信用組合「SDGs宣言」

のぞみ信用組合は、「地域と人にやさしいコミュニティバンクとして中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります」を経営理念として、地域において真に必要とされる金融機関を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりました。

当組合は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）達成への取り組みを通じて、これからも地域社会の持続的発展に努めていくことを宣言いたします。

令和4年1月1日
のぞみ信用組合
理事長 平野 二三記

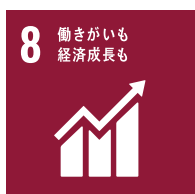


SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことです。

「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169項目の取り組み（ターゲット）で構成され、2030年までに達成を目指す世界共通の開発目標です。

1 地域経済活性化への取組

- 事業者へのきめ細かな訪問
- 創業支援
- ネットワークを活用したビジネスマッチング支援
- 事業者の経営力向上、経営改善支援
- 各種助成金・補助金申請支援
- 景況アンケート



2 環境保全への取組

- LED照明への切替による店舗の省電力化
- IT化によるペーパーレスの推進
- カーボンオフセット通帳
- 地元NPOとの連携によるフードバンクへの参加
- クールビズの実施
- ESG投資
- ディスクロージャー誌の植物インキ使用
- 紙製クリアファイルの使用



3 地域社会貢献への取組

- 盲導犬育成事業の支援
- 「しんくみの日週間」における献血運動、地域行事への参画
- 振り込め詐欺被害の未然防止、サイバーセキュリティへの対応
- マネロン・テロ資金供与対策への取組
- 大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」への寄付



4 地域の未来を担う人材育成

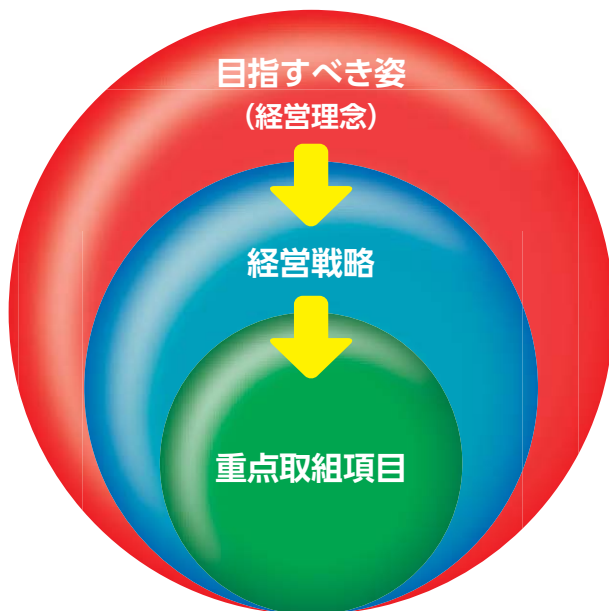
- 各種検定試験、資格取得の奨励
- 職員に対するストレスチェックの実施
- 女性管理者や営業担当者の育成、配置
- 認知症サポーターの育成
- 後見支援制度預金の取扱い
- 職員に対するエンゲージメント(働きがい)調査の実施
- 女性活躍促進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定



第6次中期経営計画について〈令和3年4月～令和6年3月〉

地域において真に必要とされる金融機関を目指して

概要



経営理念

- 地域と人にやさしいコミュニティバンクとして、中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの〈のぞみ〉実現パートナーになります。

経営戦略

- 「相互扶助」の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取組を強化する。

重点取組項目

- お客様目線に立った金融サービスの実践 (喜ばれる取引の実践)
- 人材力・組織力の強化

重点取組項目について

お客様目線に立った金融サービスの実践 (喜ばれる取引の実践)

- コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援の取組
- 地域社会・経済の活性化への貢献
- 取引基盤の充実化 (活動強化)

人材力・組織力の強化

- 目利き能力向上に繋がる研修の充実
- 人材の活性化
- 評価内容の見直し
- 店舗戦略及び店舗運営の再構築
- 業務の効率化 (営業・事務)

経営管理について

苦情処理措置及び紛争解決措置について

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

窓 口：のぞみ信用組合総務部（お客様サービス部長） 06-6944-2108
受 付 日：月～金曜日（祝日及び当組合の休業日を除きます）
受 付 時 間：午前9時～午後5時
なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス：https://www.nozomi.shinkumi.jp

※保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（電話：0570-022-808）

● 紛争解決措置

公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記の仲裁センター等において紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記窓口または、大阪地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所にお申し出ください。又、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
●受 付 日：月～金曜日（祝日及び信用組合の休業日を除く）	●受 付 日：月～金曜日（祝日及び信用組合の休業日を除く）
●受 付 時 間：午前9時～午後5時	●受 付 時 間：午前9時～午後5時
●電 話：06-6941-1441	●電 話：03-3567-2456
●住 所：〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9	●住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、企業が活動を行う上で法令や各種社会ルールを遵守することですが、当組合では、金融機関としての高い社会的使命に鑑み、より高い企業倫理の確立や法令・ルールの厳正な遵守に努めております。

理事会は、コンプライアンスの遵守を目的に、コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンスプログラムを制定し、役員全員がこれに沿った業務運営を行うとともに、本部・営業店は定例的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、理事会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の検証、対応策の検討を行う態勢としています。

苦情・相談処理体制については、総務部に「お客様サービス部長」を専担者として配置し、情報の集約と対応の一元化を図ると共に、その状況について逐次コンプライアンス委員会に連携し、迅速かつ的確に対応する態勢をとっております。

反社会的勢力に関する基本方針

私どものぞみ信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連帯関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対処措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

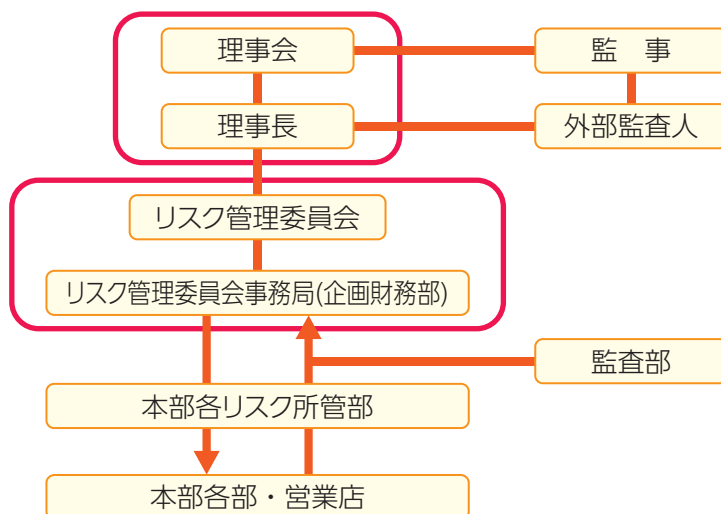
経営管理について

リスク管理体制

当組合では、理事会で経営方針、事業方針及びリスク管理方針（リスク管理規程）を定めるとともに、リスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理できるようリスク管理委員会を置き、理事会に報告する体制をとっております。又、各リスクについては所管部署を定め、日々リスクの状況を把握・管理し、常時リスク管理委員会へ連携する体制としております。

<p>信用 リスク</p>	<p>取引先の倒産等により貸出金等が回収困難となり損失を被るリスク</p> <p>当組合では、貸出債権の健全性維持・向上を図るため、審査管理体制の強化に努めるとともに、大口融資案件は融資審議会に諮る体制をとっております。又、資産の自己査定結果等を考慮に入れた貸出審査・管理体制の厳格化に努め、財務分析等の研修を通じて審査・管理能力の向上を図っております。</p>
<p>市場 リスク</p>	<p>有価証券・為替・金利等が変動し、資産価値が低下、損失を被るリスク</p> <p>金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、安全かつ慎重な運用を行っております。</p>
<p>流動性 リスク</p>	<p>資金流出で資金繰りが悪化するリスクや高金利で資金調達を余儀なくされるリスク</p> <p>資金の運用・調達の状況や資金調達余力は企画財務部において日次でモニタリングされ、経営層へ報告する体制をとっております。又、万一の場合に備え情報収集に努めるとともに、緊急時の資金を確保する手段など、事前準備には万全を期しております。</p>
<p>事務 リスク</p>	<p>正確な事務を怠るあるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスク</p> <p>事故の未然防止や事務レベルの向上のため、事務取扱要領に沿った事務の指導・研修を実施し、事務能力の向上に努めております。又、発生したミス・事故については、データベース化し、原因分析を行うことにより再発防止を図っております。このような状況については、定期的に経営層に報告し、事務リスクの管理、軽減に取り組んでおります。</p> <p>又、監査部の臨店総合監査、フォロー監査、抜き打ちによる部分監査、毎月1回の自店検査の実施を通じ、事務ミスの早期発見・事故の未然防止に努めております。</p>
<p>システム リスク</p>	<p>コンピューターシステムのダウン・誤作動、不正使用等により損失を被るリスク</p> <p>当組合では、基本的なオンラインシステムの運行を「信組情報サービス株式会社（SKC）」へ委託することによりリスク軽減を図るとともに、SKCシステムに沿った事務管理やデータ管理の実施及び周辺情報機器等の整備・充実に努めております。又、当組合の情報資産保護に関する基本方針であるセキュリティポリシーにおいて個人情報の保護に対する対応を規定し、関連規程等の整備・充実に努めております。</p> <p>万一の備えとしては、災害・システム障害等に備えたコンティンジェンシープランを整備し、未然防止と併せて両面からシステムリスクの軽減を図っております。</p>

リスク管理体制図



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン及びテロ資金供与」といいます）対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、以下の内部管理態勢構築に取り組んでまいります。

1. 管理態勢

当組合は、マネロン及びテロ資金供与等を防止するため、経営陣の主導的な関与の下、組合内の役割を明確に定め、関係部署連携の下、組織内で横断的なリスク管理態勢の構築に努めます。

2. リスクの特定・評価・低減

当組合は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、直面するマネロン等リスクを特定、評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った措置を講じます。

3. お客様への対応方針

当組合は、適切な取引時確認を行い、お客様の属性に即した対応策を実施する体制を整備します。また、定期的にお客様の情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や「取引モニタリング」や「取引フィルタリング」で検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に宛てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を構築します。

5. 役職員の研修

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策に関する知識習得・意識の向上を図るために、継続的な研修を行います。

6. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策に関する遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的に管理態勢の強化を図ります。

取引時確認のお願い

「犯罪収益移転防止法」等に基づき、お客様の本人確認を行うほか、取引を行う目的や職業・事業内容等についても合わせて確認を行います。

これらの確認は新規のお客様だけでなく既に取引いただいているお客様も対象となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 取引時確認が必要な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
 - ②10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
 - ④融資取引 など
- ※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

● ハイリスク取引

マネー・ローンダリングのリスクが高い取引を行う際には厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況についても確認させていただきます。

● 確認事項及び確認書類

確認事項	通常の取引(上記1,2)	ハイリスク取引(上記3)
本人特定事項 (個人)氏名・住居・生年月日 (法人)名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある官公庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常の取引に際して確認した書類 + 左記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人)職業 (法人)事業の内容	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書

尚、口座開設を行う場合は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）に基づき、居住地図（例えば日本）等の届出も合わせてお願いいたします。

振り込め詐欺救済法への対応について

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等により資金が振り込まれた預金口座等について、金融機関が取引停止等の措置をとり、預金名義人の預金等に係る債権消滅手続や被害回復金の支払い手続など、金融機関や預金保険機構が行う手続きが規定されています。

この法律に基づく具体的な手続き等について、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当組合の口座に振り込んだ方からのご相談を下記ダイヤルでお受けしております。

【振り込め詐欺救済法】お問い合わせ窓口

担当部署	総務部（お客様サービス部長）
電話番号	06-6944-2108
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

預金者保護法への対応について

偽造・盗難キャッシュカードによりお客様が被害に遭われた場合、過失の程度により被害額を補償させていただきます。

●「預金者保護法」に基づく金融機関の補償割合

	項目	カード偽造	カード盗難
補償割合	無過失	原則、全額補償	原則、全額補償
	過失	原則、全額補償	原則、75%補償
	重過失	原則、補償なし	原則、補償なし

●カード・通帳等の紛失・盗難受付窓口

曜日	受付時間帯	連絡先
平日	8:45～17:00	お取引店 しんくみATMセンター 電話：0120-003-814
	上記以外の時間帯	
上記以外	24時間	

※上記へご連絡いただくとともに、最寄りの警察にもお届け下さい。

●ATMの1日あたりの利用限度額について（令和5年6月30日現在）

利用場所	1日あたりの利用限度額（現金お引き出し）
①当組合ATM	・個人 50万円迄 ①②を合算した利用限度額 ・法人200万円迄 ①当組合ATM
②提携金融機関のATM・CD等	

●ATM振込の利用制限について

ATM振込を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの振込上限額を1,000円とする制限を設けさせていただいております。

●ATM支払限度額制限について

ATM出金を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの出金限度額を10万円とする制限を設けさせていただいております。

●ATMでの暗証番号の変更機能について

簡単なATM画面の操作で、お客様が任意に暗証番号の変更ができる機能（手数料不要）があります。
尚、生年月日（例：昭和25年2月25日→0225）、電話番号（下4桁）、同一番号（例：1111、2222）等の他人に類推されやすい番号は使用しないで下さい。

ATMオンラインネットワークサービスについて

●ご利用時間帯のお知らせ

（令和5年6月30日現在）

	ご利用時間			
	平日（月～金）	土曜日	日曜日	祝日
当組合ATM	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00 ※取扱店舗：枚方支店、萩原 天神支店、矢田支店	9:00～17:00 ※取扱店舗：枚方支店、萩原 天神支店、矢田支店
全国信組ネットワーク 府下信組キャッシュサービス 全国キャッシュサービス 郵便オンラインサービス イオン銀行ATMサービス セブン銀行ATMサービス	365日 8:00～21:00			
	365日 24時間（メンテナンス等により利用できない時間帯もあります）			

※上記ATMオンラインネットワークサービスについては、一部金融機関でお取扱内容が異なる場合もございます。
※一部のお取扱については手数料がかかる場合がございます。

適切な勧誘・募集について

金融商品に係る勧誘方針

当組合は「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下、「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

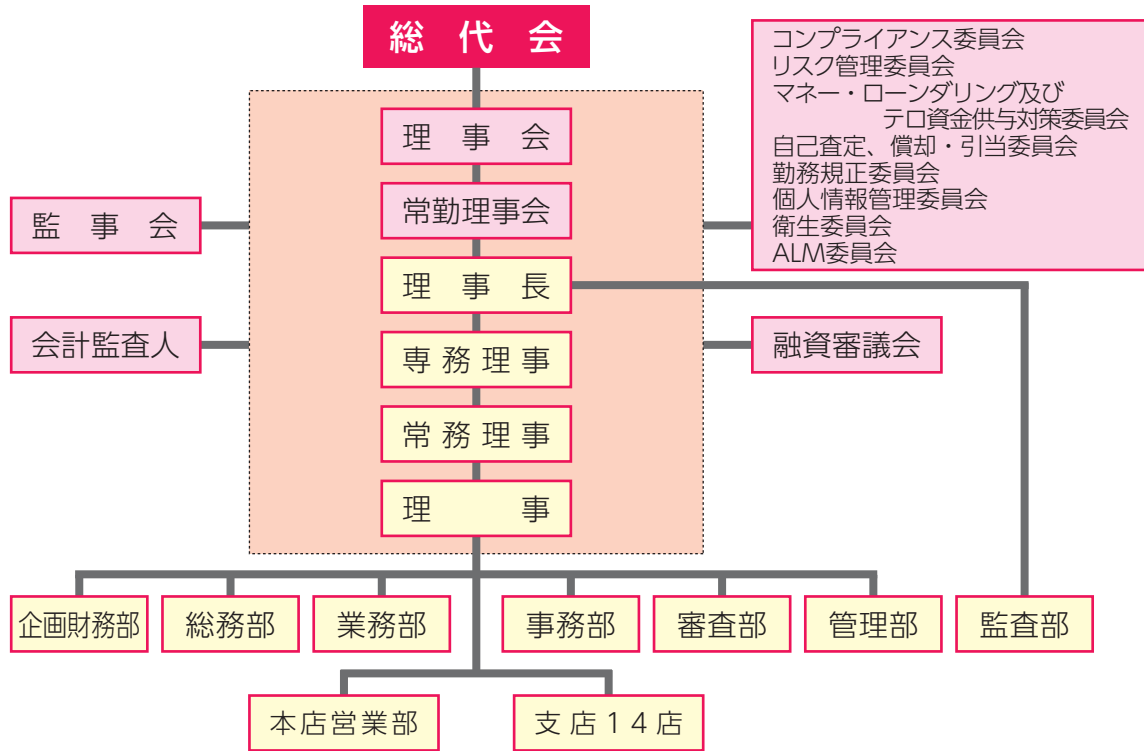
保険契約に関する苦情、ご相談、その他各種お問合せは、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

担当部署	総務部（お客様サービス部長）
電話番号	06-6944-2108
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

組織図

(令和5年6月30日現在)

概要



役員体制

(令和5年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	平野 二三記
専務理事	塩見 正人
常務理事	上山 邦夫
常務理事	山崎 貴俊
常務理事	濱部 一弘
常勤理事	中川 博之
常勤理事	柿林 秀典
常勤理事	坂本 勝也
理事	森村 照私 (公認会計士)
常勤監事	野条 正宏
監事	林 幸二 (弁護士)
監事	中山 繫太郎 (税理士)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の名称

(令和5年6月30日現在)

水都有限責任監査法人

主要な業務のご案内

(令和5年6月30日現在)

● 預金業務

総合口座	普通預金	・左記の預金が一冊の通帳にセット ・定期預金、定期積金の積立額を担保に、預入残高の90%以内、最高300万円迄融資
	定期預金	
	定期積金	
定期預金	大口定期預金	1,000万円からの自由金利型定期預金
	スーパー定期預金	1,000万円未満の自由金利型定期預金
	期日指定定期預金	1年据え置き後、最長3年まで(1年毎の複利計算・個人のみ)お預入可能な定期預金
定期積金		目標額への積立を行うことができる預金
普通預金		いつでも出し入れ自由な便利な預金
無利息型普通預金		決済用預金の3条件(無利息・要求払い・決済サービスの提供)を満たす預金
当座預金		商取引での小切手、約束手形に活用できる預金
通知預金		まとまった資金を一時的(1週間以上)に預ける預金
納税準備預金		税金の納付資金づくりの預金(利息は非課税扱い)

● 融資業務

《事業者向け融資》

手形割引	商業手形の割引
手形貸付	運転資金などの短期資金に活用
証書貸付	設備資金などの長期資金に活用
保証協会保証貸付	大阪信用保証協会の保証付融資の取扱い
代理貸付	全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務の取扱い
のぞみクイックローンⅠ※1	法人及び個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
のぞみクイックローンⅡ※1	個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
創業応援ローン	株式会社日本政策金融公庫協調型ローン 新たに事業をはじめられる方等を対象とした商品

※1については、当組合が提携する保証会社の保証が必要となります。

《個人向け融資》

住宅ローン	
住まいのいちばんネクストV	住宅取得に関する資金(最高10,000万円)をご融資(提携保証会社保証付)
チャンピオン	中古住宅の購入(他金融機関からのお借換えを含む)資金をご融資(最高2,000万円・購入価格の100%以内)
提携保証会社保証付各種ローン	
マイカーローン	車輛購入・運転免許取得等に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
リフォームローン	住宅リフォームに係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
教育ローン	教育(入学時・在学時)に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「チョイス」	資金用途自由(事業資金を含む)のローン(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「セレクト」[はとメール]	資金用途自由(事業資金を含む)のローン(10万円以上、500万円以内)
カードローン「アラカルト」	資金用途自由のカードローン(極度額30万円以上、800万円以内)

● 為替業務・でんさい業務・その他付随業務

内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております	
代理業務	ア. 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務 イ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務	
保険商品の窓口販売業務	住宅ローン等の火災保険	
でんさい業務	電子記録債権を記録・流通させる新たな決済インフラです インターネットバンキングなどを通じてご利用いただけます	
債務の保証業務	両替業務	保護預り及び貸金庫業務
地方公共団体の公金取扱業務	国債等の引受及び引受国債の募集取扱業務	

概要

主要な商品のご案内

融資商品のご案内

● 法人・個人事業者向け融資商品

創業応援ローン<希望>

新たに事業をはじめられる方、事業を始めて間もない方を対象とした株式会社日本政策金融公庫協調型ローンです。

最大1,000万円迄ご利用いただけます。(公庫との合算で2,000万円まで)

ご融資利率：3.0%

ご融資期間：7年以内

創業応援ローン<希望>	
融資対象	個人事業主・店舗経営
融資目的	①新たに事業開始のため、また店舗(店舗)の増設・改装・修繕、②日本政策金融公庫との連携により利用できる日本政策金融
融資金額	1,000万円以内
返済期間	最長・返済回数 7年以内
返済方法	元金均等返済 元金元均等返済
返済回数	3,000回(返済回数)
保証会社	保証期間に必要と認められる限り1/10の保証料を徴収いたします

● 個人向け融資商品

~お客様のニーズに応える~ <のぞみ>目的ローン

車両のことなら
マイカーローン

新車・中古車を含む車両購入費、車検、修理費、運転免許取得資金としてご利用いただけます。

最大ご利用限度額 **1,000**万円

自宅の改装・修繕に
リフォームローン

ご自宅のリフォーム資金、住宅購入に伴う諸費用等にご利用いただけます。

最大ご利用限度額 **1,000**万円

お子様の学費には
教育ローン

入学時に係る費用、在学中に係る費用等、教育に係る資金にご利用いただけます。

最大ご利用限度額 **1,000**万円

~自由に使える~ <のぞみ>フリーローン

スピーディに審査・個人限定の
チョイス

保証会社：全田しくみ保証(株)

最大ご利用限度額 **1,000**万円

事業資金も借入できる
セレクト

保証会社：(株)クレディセゾン

最大ご利用限度額 **500**万円

マイカーローン

車両購入・運転免許取得等、マイカーに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：10年以内

フリーローン「チョイス」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.0%、5.0%、7.0%、10.0%、14.0%

ご融資期間：10年以内

リフォームローン

リフォームに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：15年以内

フリーローン「セレクト」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：5.5%、7.5%、9.5%、13.5%

ご融資期間：6ヵ月以上10年以内

教育ローン

教育(入学時・在学時)に係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：15年以内

フリーローン「まとメール」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：9.8%、11.8%、13.8%

ご融資期間：10年以内

預金商品のご案内

● 定期預金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品で組合員の方がご利用いただけます。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

お預け利率：0.100%、0.175%

お預け期間：1年もの、3年もの

盲導犬育成事業 店頭定期預金

のぞみ
パピーウォーカー

お預け利率 0.100% 0.175%

お預け期間 1年もの、3年もの

のぞみ信用組合

概要

ねんきんバトン倶楽部

お申込み時点で58歳以上65歳未満で年金を未受給の方がご利用いただける定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は500万円です。

お預け利率：店頭表示金利 +0.20%

お預け期間：1年もの

【のぞみ】の7年金定期預金

ねんきんバトン倶楽部

店頭表示金利 +0.20%

1年もの

のぞみ信用組合

のぞみ年金定期「元気倶楽部」

当組合で公的年金・厚生年金基金等の受給口座をお持ちの組合員の方を対象としたお得な定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は1,000万円迄です。

またATM手数料を月5回まで返戻いたします。

お預け利率：0.375%

お預け期間：1年もの

年金定期預金

一年もの自動継続定期預金

元気倶楽部

「3つの特典!」

1 お一人様 1,000万円まで

2 ATM手数料が 月5回まで返戻!

3 優遇金利 0.375%とおトク!

のぞみ信用組合

● 定期積金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品です。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

ご契約期間：2年、3年

掛 金： 3万円
5万円
10万円

盲導犬育成事業応援定期積金

《のぞみ》
パピーウォーカー

3万円・5万円・10万円の3種類 2年または3年の2種類

パピーウォーカー契約金額表		
契約期間	毎月の積金	
2年 (24回)	30,000円	720,000円
	50,000円	1,200,000円
3年 (36回)	100,000円	3,600,000円
	3,000,000円	1,080,000円

のぞみ信用組合 盲導犬育成事業 応援定期積金

のぞみ信用組合

店舗等一覧

(令和5年6月30日現在)

概要

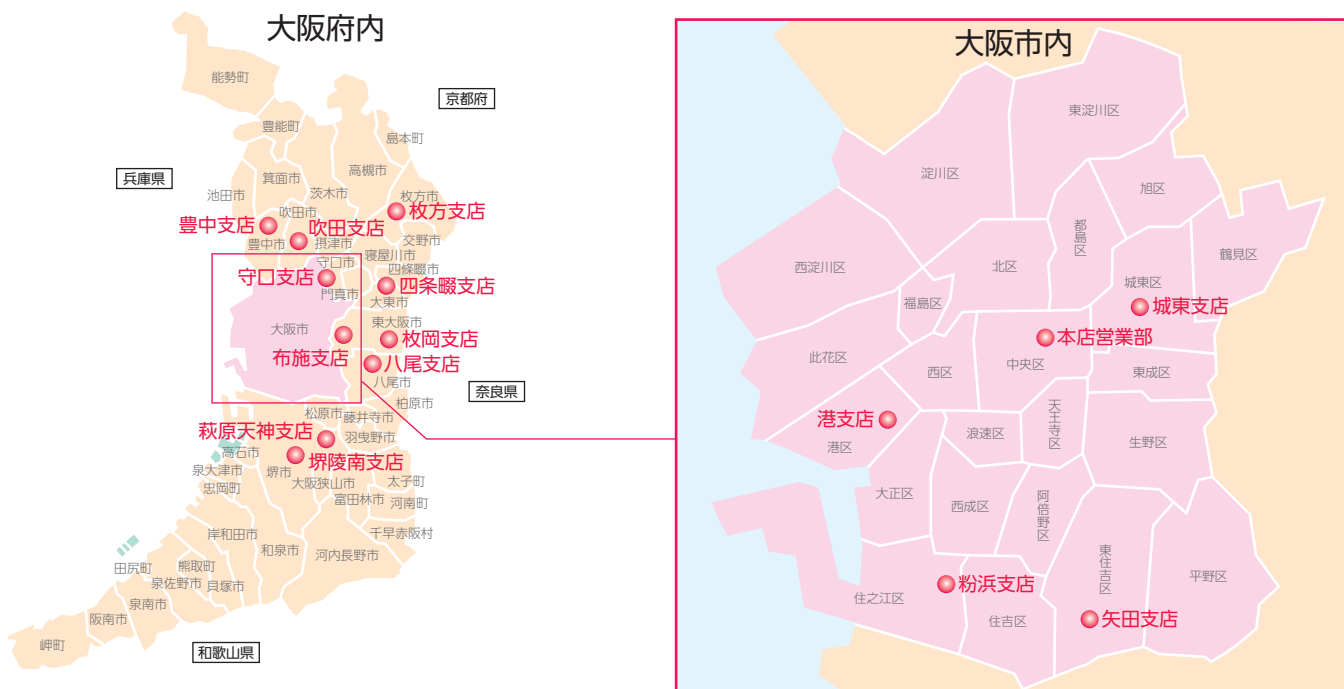
店舗名	郵便番号	住所	電話番号
本店	540-0026	大阪府中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2102
本店営業部	540-0026	大阪府中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2101
港支店	552-0012	大阪府港区市岡1丁目14番3号	06-6574-0356
守口支店	570-0034	大阪府守口市西郷通1丁目15番16号	06-6996-4681
吹田支店	564-0026	大阪府吹田市高浜町4番39号	06-6382-0721
枚方支店	573-0022	大阪府枚方市宮之阪3丁目6番30号	072-847-4521
八尾支店	581-0802	大阪府八尾市北本町1丁目4番25号	072-922-0748
枚岡支店	579-8048	大阪府東大阪市旭町3番3号	072-982-5481
城東支店	536-0013	大阪府城東区嶋野東2丁目11番12号	06-6968-3321
粉浜支店	559-0001	大阪府住之江区粉浜1丁目16番16号	06-6672-1881
萩原天神支店	599-8112	大阪府堺市東区日置荘原寺町45番地1	072-286-5301
堺陵南支店	591-8034	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁目14番地	072-277-6771
豊中支店	560-0023	大阪府豊中市岡上の町3丁目1番6号	06-6841-0123
布施支店	577-0056	大阪府東大阪市長堂2丁目10番14号	06-4306-3861
四条畷支店	574-0008	大阪府大東市北新町18番10号	072-878-1251
矢田支店	546-0021	大阪府東住吉区照ヶ丘矢田3丁目3番39号	06-6702-5710

現金自動機器(ATM)設置状況

店舗内ATM	21台
--------	-----

営業区域・店舗の状況

(令和5年6月30日現在)



資料編 目次

◇ 財務諸表	27-30
◇ 経営指標	31-32
◇ 主要業務に関する事項	32
◇ 貸出金等に関する指標	33-34
◇ 預金に関する指標	35
◇ 有価証券に関する指標	35-36
◇ その他の業務	36
◇ 役員等の報酬体系について	37
◇ 自己資本の充実の状況	38-44
◇ 手数料一覧	45

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,809,495	1,789,241	預金積金	235,682,437	234,020,266
預け金	96,554,656	90,738,745	当座預金	2,056,722	1,970,023
有価証券	8,270,346	9,551,477	普通預金	51,698,527	50,885,238
国債	296,850	699,960	通知預金	126,635	177,960
地方債	499,846	297,470	定期預金	174,253,930	174,432,768
社債	7,354,590	8,319,130	定期積金	6,964,652	6,246,132
株式	119,060	118,874	その他の預金	581,970	308,144
その他の証券	-	116,043	借入金	700,000	-
貸出金	140,735,530	143,197,379	当座借越	700,000	-
割引手形	1,522,069	1,542,386	その他負債	977,488	900,297
手形貸付	710,071	434,062	未決済為替借	21,394	32,133
証書貸付	137,350,005	140,086,654	未払費用	396,033	361,718
当座貸越	1,153,385	1,134,276	給付補填備金	3,228	2,900
その他資産	1,753,705	1,713,686	未払法人税等	123,900	77,100
未決済為替貸	26,398	30,287	前受収益	80,413	81,254
全信組連出資金	1,412,600	1,412,600	払戻未済金	105,097	107,655
前払費用	17,350	7,053	職員預り金	128,707	128,610
未収収益	199,572	196,329	リース債務	27,135	15,660
その他の資産	97,783	67,416	その他の負債	91,578	93,263
有形固定資産	3,736,913	3,545,783	賞与引当金	62,581	62,848
建物	1,270,703	1,232,921	役員賞与引当金	-	-
土地	2,297,323	2,120,805	退職給付引当金	-	-
リース資産	27,135	15,660	役員退職慰労引当金	148,980	138,900
建設仮勘定	-	-	偶発損失引当金	24,470	22,171
その他の有形固定資産	141,751	176,397	睡眠預金払戻損失引当金	26,215	22,008
無形固定資産	106,468	97,138	繰延税金負債	-	-
ソフトウェア	35,297	26,967	再評価に係る繰延税金負債	84,897	68,969
リース資産	-	-	債務保証	92,948	58,783
その他の無形固定資産	71,171	70,171	負債の部合計	237,800,019	235,294,245
前払年金費用	16,465	7,904	(純資産の部)		
繰延税金資産	180,692	170,265	出資金	3,453,512	3,393,358
債務保証見返	92,948	58,783	普通出資金	3,453,512	3,393,358
貸倒引当金	△ 834,102	△ 707,043	利益剰余金	10,989,544	11,408,983
(うち個別貸倒引当金)	(△650,160)	(△679,255)	利益準備金	2,326,850	2,416,850
			その他利益剰余金	8,662,694	8,992,133
			特別積立金	6,700,000	6,700,000
			(経営改善積立金)	(6,700,000)	(6,700,000)
			当期末処分剰余金	1,962,694	2,292,133
			組合員勘定合計	14,443,057	14,802,342
			その他有価証券評価差額金	△31,466	△103,364
			土地再評価差額金	211,508	170,139
			評価・換算差額等合計	180,042	66,775
			純資産の部合計	14,623,099	14,869,118
資産の部合計	252,423,119	250,163,363	負債及び純資産の部合計	252,423,119	250,163,363

損益計算書

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
経常収益	4,166,903	3,601,577
資金運用収益	3,255,887	3,214,237
貸出金利息	3,022,185	2,994,031
預け金利息	127,251	116,577
有価証券利息配当金	29,357	36,874
その他の受入利息	77,092	66,754
役務取引等収益	174,566	177,686
受入為替手数料	35,775	29,681
その他の役務収益	138,790	148,005
その他業務収益	11,972	14,664
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	11,972	14,664
その他経常収益	724,477	194,989
貸倒引当金戻入益	240,874	160,973
償却債権取立益	455,379	22,813
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	28,223	11,202
経常費用	3,131,134	3,010,114
資金調達費用	405,622	372,242
預金利息	402,948	369,418
給付補填備金繰入額	2,685	2,418
借入金利息	△ 681	△ 232
その他の支払利息	670	638
役務取引等費用	58,851	50,928
支払為替手数料	13,101	10,300
その他の役務費用	45,750	40,628
その他業務費用	930	117
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	930	117
経費	2,625,282	2,552,135
人件費	1,706,062	1,709,885
物件費	785,446	738,109
税金	133,772	104,140
その他経常費用	40,447	34,689
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
その他の経常費用	40,447	34,689
経常利益	1,035,769	591,463

	令和3年度	令和4年度
特別利益	148,662	40,922
固定資産処分益	-	40,922
その他の特別利益	148,662	-
特別損失	232,979	102,409
固定資産処分損	121,815	641
減損損失	57,825	101,767
その他の特別損失	53,339	-
税引前当期純利益	951,452	529,976
法人税、住民税及び事業税	135,775	87,630
法人税等調整額	2,257	22,181
法人税等合計	138,032	109,812
当期純利益	813,419	420,164
繰越金(当期首残高)	1,149,275	1,830,600
土地再評価差額金取崩額	-	41,368
当期末処分剰余金	1,962,694	2,292,133

(注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当りの当期純利益 12円10銭

3.当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
大阪府内	営業用不動産3件	土地	101
合計			101

営業用不動産について、当事業年度末時点における回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

尚、当該事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は鑑定評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金 a	1,962,694	2,292,133
剰余金処分額 b	132,094	91,242
利益準備金	90,000	50,000
出資に対する配当金	42,094	41,242
(年1.2%の割合)	(年1.2%の割合)	(年1.2%の割合)
繰越金(当期末残高) a-b	1,830,600	2,200,891

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定にする「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「水都有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日

のぞみ信用組合
理事長 平野 二三記

貸借対照表上の注記事項

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は、主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
 なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	372百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	611百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整(実行価格補正、時点修正による補正等の調整)を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 248百万円

4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。
 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、営業店から独立した自己査定、償却・引当委員会を経て査定結果を監査部が監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は592百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は簡便法で計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日) 0.867%

(3) 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金19百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されたため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生すると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

14. 重要な会計上の見積り
 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 707百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、債務者区分の決定を行っております。
 なお、個別貸出先の業績変化や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 会計方針の変更
 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしたしました。この変更による計算書類への影響はありません。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金積金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的な経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査部及び管理部がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には企画財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち企画財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 企画財務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
 これらの情報は企画財務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報
 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、貸出金、預金積金及び借入金であります。
 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、協金法施行規則第69条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。
 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項
 令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金(*1)	90,738	90,779	40
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,700	1,693	△ 6
その他有価証券	7,742	7,742	-
(3) 貸 出 金(*1)	143,197	144,748	1,551
貸倒引当金(*2)	△ 706	△ 706	-
	142,491	144,042	1,551
金融資産計	242,672	244,258	1,585
(1) 預金積金(*1)	234,020	234,572	552
金融負債計	234,020	234,572	552

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18から22に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金債権

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	108
組合出資金(*2)	1,412
合 計	1,521

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他証券」が含まれております。

以下23まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	1,000百万円	1,000百万円	0百万円
小 計	1,000百万円	1,000百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	700百万円	693百万円	△6百万円
小 計	700百万円	693百万円	△6百万円
合 計	1,700百万円	1,693百万円	△6百万円

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	10百万円	8百万円	1百万円
債 券	1,289百万円	1,275百万円	14百万円
国 債	405百万円	396百万円	9百万円
地 方 債	100百万円	100百万円	0百万円
社 債	783百万円	778百万円	4百万円
小 計	1,299百万円	1,283百万円	15百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	6,327百万円	6,479百万円	△152百万円
国 債	294百万円	297百万円	△3百万円
地 方 債	197百万円	197百万円	△0百万円
社 債	5,835百万円	5,985百万円	△149百万円
その他	116百万円	122百万円	△6百万円
小 計	6,443百万円	6,602百万円	△159百万円
合 計	7,742百万円	7,885百万円	△143百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	1,000百万円	2,488百万円	5,422百万円	405百万円
国 債	—	—	294百万円	405百万円
地 方 債	—	100百万円	197百万円	—
社 債	1,000百万円	2,388百万円	4,930百万円	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,000百万円	2,488百万円	5,422百万円	405百万円

22. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当事業年度における減損処理額は、該当ありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が帳簿価額と比較して30%以上下落した場合であります。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,198百万円
危険債権額	1,751百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	205百万円
合計額	3,155百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,542百万円であります。

25. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,923百万円であります。このうち相手の信用状況の低下等により、任意の時期に無条件で取り消し可能なものが29,923百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額

1,834百万円

27. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	219百万円
減損損失・土地	78百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	—百万円
その他	143百万円
繰延税金資産小計	441百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—百万円
将来減算一時差額の合計に係る評価性引当額	△266百万円
評価性引当額小計	△266百万円
繰延税金資産合計	174百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	2百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円
繰延税金負債合計	4百万円
繰延税金資産(負債)の純額	170百万円

29. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 300百万円

上記のほか、為替決済保証金及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金3,530百万円を担保として提供しております。

30. 出資1口当たりの純資産額は438円18銭です。

経営指標

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	4,626	4,177	4,220	4,166	3,601
経常利益	1,153	556	967	1,035	591
当期純利益	895	459	673	813	420
預金積金残高	227,680	228,217	240,682	235,682	234,020
貸出金残高	148,016	143,122	136,499	140,735	143,197
有価証券残高	4,415	4,986	6,798	8,270	9,551
総資産額	242,863	243,503	256,933	252,423	250,163
純資産額	13,053	13,379	13,926	14,623	14,869
自己資本比率	8.75%	8.97%	10.22%	10.55%	10.54%
出資総額	3,668	3,599	3,509	3,453	3,393
出資に対する配当金	44	43	42	42	41
出資総口数(口)	36,682,880	35,994,424	35,091,065	34,535,124	33,933,588
職員数(人)	239	222	220	209	205

- (注)1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。
 3. 職員数は役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

業務粗利益(率)、及び各収支の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	3,255,887	3,214,237
資金調達費用	405,622	372,242
資金運用収支	2,850,264	2,841,994
役務取引等収益	174,566	177,686
役務取引等費用	58,851	50,928
役務取引等収支	115,714	126,757
その他業務収益	11,972	14,664
その他業務費用	930	117
その他業務収支	11,042	14,546
業務粗利益	2,977,021	2,983,298
業務粗利益率	1.16%	1.18%
業務純益	372,409	455,643
実質業務純益	372,409	455,643
コア業務純益	372,409	455,643
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	372,409	455,643

- (注)1. 業務粗利益率=(業務粗利益÷資金運用勘定平均残高)×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り
資金運用勘定	令和3年度	256,536	3,255,887	1.26%
	令和4年度	251,920	3,214,237	1.27%
うち貸出金	令和3年度	137,102	3,022,185	2.20%
	令和4年度	139,966	2,994,031	2.15%
うち預け金	令和3年度	110,557	127,251	0.11%
	令和4年度	101,616	116,577	0.11%
うち有価証券	令和3年度	7,463	29,357	0.39%
	令和4年度	8,924	36,874	0.41%
資金調達勘定	令和3年度	247,153	405,622	0.16%
	令和4年度	242,320	372,242	0.15%
うち預金積金	令和3年度	246,308	405,633	0.16%
	令和4年度	241,865	371,836	0.15%
うち譲渡性預金	令和3年度	-	-	-
	令和4年度	-	-	-
うち借入金	令和3年度	710	△ 681	△ 0.09%
	令和4年度	327	△ 232	△ 0.07%

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年度781百万円、令和4年度738百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.39	0.22
総資産当期純利益率	0.31	0.16

(注) 上記利回りにつきましては、総資産残高から債務保証見返り額を除いて算出しております。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り	1.26	1.27
資金調達原価率	1.21	1.19
総資金利鞘	0.05	0.07

預貸率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度	
預貸率	期末	59.71	61.19
	期中平均	55.66	57.87

(注) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

預証率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度	
預証率	期末	3.50	4.08
	期中平均	3.03	3.69

(注) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

職員1人当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
預金積金残高	1,127	1,141
貸出金残高	673	698

1店舗当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
預金積金残高	15,712	15,601
貸出金残高	9,382	9,546

主要業務に関する事項

役務取引収支の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	174,566	177,686
受入為替手数料	35,775	29,681
その他の受入手数料	138,757	147,957
その他の役務取引等収益	33	47
役務取引等費用	58,851	50,928
支払為替手数料	13,101	10,300
その他の支払手数料	30,429	27,148
その他の役務取引等費用	15,321	13,480

経費の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
人件費	1,706,062	1,709,885
報酬給料手当	1,388,874	1,378,917
退職給付費用	91,963	96,925
その他	225,223	234,042
物件費	785,446	738,109
事務費	360,755	346,157
固定資産費	138,321	121,859
事業費	44,051	53,040
人事厚生費	20,010	17,757
減価償却費	150,763	163,825
預金保険料	71,545	35,469
税金	133,772	104,140
合計	2,625,282	2,552,135

その他業務収支の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
その他業務収益	11,972	14,664
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	11,972	14,664
その他業務費用	930	117
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	930	117

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△ 247,460	△ 41,650
支払利息の増減	△ 65,415	△ 33,380

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	9,023	6.4%	8,539	5.9%
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	11,402	8.1%	10,115	7.0%
電気、ガス、熱供給、水道業	117	0.0%	13	0.0%
情報通信業	641	0.4%	609	0.4%
運輸業、郵便業	1,427	1.0%	1,341	0.9%
卸売業、小売業	5,684	4.0%	5,348	3.7%
金融業、保険業	1,677	1.1%	2,691	1.8%
不動産業	86,859	61.7%	91,622	63.9%
物品賃貸業	1,936	1.3%	1,889	1.3%
学術研究、専門・技術サービス業	1,057	0.7%	936	0.6%
宿泊業	126	0.0%	116	0.0%
飲食業	1,494	1.0%	1,462	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	1,359	0.9%	1,292	0.9%
教育、学習支援業	37	0.0%	66	0.0%
医療、福祉	415	0.2%	65	0.0%
その他のサービス	5,770	4.1%	6,526	4.5%
その他の産業	143	0.1%	140	0.0%
小計	129,174	91.7%	132,777	92.7%
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,560	8.2%	10,419	7.2%
合計	140,735	100.0%	143,197	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	1,114	—	1,168	—
有価証券	1	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	94,487	—	97,161	—
その他	—	—	—	—
小計	95,603	—	98,330	—
信用保証協会・信用保険	32,211	—	31,041	—
保証証	4,801	92	4,406	58
信用	8,118	—	9,418	—
合計	140,735	92	143,197	58

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,596	1.1%	1,578	1.1%
手形貸付	354	0.2%	485	0.3%
証書貸付	134,151	97.8%	136,817	97.7%
当座貸越	1,000	0.7%	1,085	0.7%
合計	137,102	100.0%	139,966	100.0%

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利	51,403	53,201
変動金利	89,332	89,995
合計	140,735	143,197

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
消費者ローン	367	306
住宅ローン	8,237	7,503
合計	8,605	7,810

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	66,132	46.9%	69,189	48.3%
設備資金	74,603	53.0%	74,007	51.6%
合計	140,735	100.0%	143,197	100.0%

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
全国信用協同組合連合会	53	24
株式会社商工組合中央金庫	39	34
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	0	—
独立行政法人住宅金融支援機構	1	0
独立行政法人福祉医療機構	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	—	5
合計	94	64

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	912	740	172	100.0%	100.0%
	令和4年度	1,198	963	234	100.0%	100.0%
危険債権	令和3年度	1,928	1,213	428	85.1%	60.0%
	令和4年度	1,751	1,097	395	85.2%	60.5%
要管理債権	令和3年度	311	158	4	52.2%	2.6%
	令和4年度	205	101	1	50.3%	1.4%
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	311	158	4	52.2%	2.6%
	令和4年度	205	101	1	50.3%	1.4%
小 計	令和3年度	3,152	2,113	605	86.2%	58.1%
	令和4年度	3,155	2,163	632	88.5%	63.7%
正 常 債 権	令和3年度	137,774				
	令和4年度	140,194				
合 計	令和3年度	140,926				
	令和4年度	143,349				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸出金償却額・引当額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—
貸倒引当金繰入額	△ 240	△ 160
合 計	△ 240	△ 160

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一般貸倒引当金	183	△ 14	27	△ 156
個別貸倒引当金	650	△ 214	679	29
合 計	834	△ 228	707	△ 127

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る取引は行っておりません。

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	2,017	0.8%	1,968	0.8%
普通預金	58,991	23.9%	57,695	23.8%
通知預金	37	0.0%	115	0.0%
定期預金	177,795	72.1%	175,085	72.3%
定期積金	7,218	2.9%	6,747	2.7%
その他の預金	248	0.1%	251	0.1%
合計	246,308	100.0%	241,865	100.0%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
個人	199,051	198,146
法人	36,630	35,873
一般法人	36,193	35,669
公金	415	180
金融機関	22	24
合計	235,682	234,020

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利	174,253	174,432
変動金利	-	-
その他	-	-
合計	174,253	174,432

組合員・組合員外別預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
組合員預金	193,626	194,707
組合員外預金	42,054	39,312
合計	235,682	234,020

有価証券に関する指標

有価証券の時価等情報

(1) 売買目的有価証券

該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	499	501	1	-	-
	社債	1,500	1,502	2	1,000	0
	その他	-	-	-	-	-
	小計	1,999	2,003	3	1,000	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	700	698	△1	700	△6
	その他	-	-	-	-	-
	小計	700	698	△1	700	△6
合計	2,699	2,701	2	1,700	1,693	△6

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10	8	1	10	1
	債券	603	600	3	1,289	14
	国債	-	-	-	405	9
	地方債	-	-	-	100	0
	社債	603	600	3	783	4
	その他	-	-	-	-	-
	小計	613	608	5	1,299	15
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	4,848	4,897	△48	6,327	△152
	国債	296	297	△1	294	△3
	地方債	-	-	-	197	△0
	社債	4,551	4,600	△48	5,835	△149
	その他	-	-	-	122	△6
	小計	4,848	4,897	△48	6,443	△159
合計	5,461	5,505	△43	7,742	7,885	△143

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券に関する指標

市場価額のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	108	108
全信組連出資金	1,412	1,412
組合出資金	0	0
合計	1,521	1,521

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和3年度	-	-	296	-	-	296
	令和4年度	-	-	294	405	-	699
地方債	令和3年度	499	-	-	-	-	499
	令和4年度	-	100	197	-	-	297
社債	令和3年度	500	2,800	4,054	-	-	7,354
	令和4年度	1,000	2,388	4,930	-	-	8,319
株式	令和3年度	-	-	-	-	119	119
	令和4年度	-	-	-	-	118	118
外国証券	令和3年度	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-	-
その他の証券	令和3年度	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	116	116
合計	令和3年度	999	2,800	4,350	-	119	8,270
	令和4年度	1,000	2,488	5,422	405	234	9,551

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	35	0.4%	419	4.7%
地方債	499	6.6%	375	4.2%
社債	6,811	91.2%	7,990	89.5%
株式	117	1.5%	117	1.3%
外国証券	-	-	-	-
その他の証券	-	-	21	0.2%
合計	7,463	100.0%	8,924	100.0%

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱

該当ございません。

その他の業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他金融機関向け	64,146	82,162	66,633	90,303
	他金融機関から	107,282	96,167	108,472	106,378
代金取立	他金融機関向け	11	41	4	20
	他金融機関から	24	25	16	7

公共債の窓口販売実績

該当ございません。

公共債引受額

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

役員等の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

①報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	85	132
監 事	28	30
合 計	114	162

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事10名、監事4名です。(退任役員を含む)
3. 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬は26百万円です。
4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事34百万円です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られておりと評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積み上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関*

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は格付付投資情報センター(R&I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(9)市場リスクに関する事項

- 上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(10)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コア預金	対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満期	<input type="checkbox"/> 5年以内(平均2.5年)
固定金利貸出の期限前返済		<input type="checkbox"/> 期限前返済率を3%として算出しています
定期預金の早期解約		<input type="checkbox"/> 早期解約率を34%として算出しています
金利感応資産負債		<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		<input type="checkbox"/> 100BP
リスク計測の頻度		<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

自己資本の充実の状況

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定の額	14,400	14,761
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,453	3,393
うち、利益剰余金の額	10,989	11,408
うち、外部流出予定額(△)	42	41
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	183	27
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	183	27
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	26	10
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,611	14,799
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76	70
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76	70
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	11	5
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	88	75
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	14,522	14,723
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	131,416	133,840
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	296	239
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	296	239
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,111	5,754
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	137,528	139,595
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.55%	10.54%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

[2] 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	131,416	5,256	133,840	5,353
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	131,119	5,244	133,601	5,344
(i) ソブリン向け	1,052	42	1,079	43
(ii) 金融機関向け	19,932	797	18,929	757
(iii) 法人等向け	18,092	723	18,793	751
(iv) 中小企業等・個人向け	7,444	297	6,794	271
(v) 抵当権付住宅ローン	1,877	75	1,657	66
(vi) 不動産取得等事業向け	76,925	3,077	80,605	3,224
(vii) 三月以上延滞等	455	18	529	21
(viii) 出資等	117	4	239	9
出資等のエクスポージャー	117	4	239	9
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,412	56	1,412	56
(xi) その他	3,809	152	3,559	142
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	296	11	239	9
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	6,111	244	5,754	230
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	137,528	5,501	139,595	5,583

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<p><オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%</p>
--

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	253,293	250,973	140,828	143,256	8,196	9,455	-	-	705	772
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	253,293	250,973	140,828	143,256	8,196	9,455	-	-	705	772
製 造 業	9,926	9,636	9,023	8,539	900	1,094	-	-	18	19
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	11,607	10,318	11,402	10,115	200	200	-	-	141	118
電気、ガス、熱供給、水道業	2,218	2,795	117	13	2,100	2,778	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,148	1,108	641	609	500	492	-	-	-	0
運 輸 業、郵 便 業	1,667	1,575	1,467	1,375	200	200	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	5,785	5,548	5,684	5,348	100	197	-	-	1	50
金 融 業、保 険 業	101,045	96,146	1,677	2,691	2,600	2,500	-	-	-	-
不 動 産 業	86,905	91,892	86,859	91,622	-	100	-	-	198	211
物 品 賃 貸 業	2,737	2,690	1,936	1,889	800	800	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,058	1,036	1,057	936	-	100	-	-	21	0
宿 泊 業	126	116	126	116	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,494	1,463	1,494	1,462	-	-	-	-	0	8
生活関連サービス業、娯楽業	1,360	1,293	1,359	1,292	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	37	66	37	66	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	415	65	415	65	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	5,774	6,529	5,772	6,527	-	-	-	-	63	61
その他の産業	143	140	143	140	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	797	991	-	-	796	991	-	-	-	-
個 人	11,622	10,452	11,612	10,443	-	-	-	-	259	301
そ の 他	7,420	7,105	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	253,293	250,973	140,828	143,256	8,196	9,455	-	-	705	772
1年以下	53,301	58,699	20,983	19,981	999	1,000	-	-	-	-
1年超 3年以下	40,857	52,267	9,427	11,837	1,400	1,200	-	-	-	-
3年超 5年以下	38,840	16,341	9,840	9,041	1,400	1,300	-	-	-	-
5年超 7年以下	8,837	10,704	8,637	8,813	200	1,890	-	-	-	-
7年超 10年以下	28,352	29,062	24,155	25,395	4,197	3,667	-	-	-	-
10年超	66,317	66,759	66,317	66,362	-	396	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,189	9,855	1,465	1,825	-	-	-	-	-	-
そ の 他	7,596	7,284	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	253,293	250,973	140,828	143,256	8,196	9,455	-	-	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	198	183	-	198	183
	令和4年度	183	27	-	183	27
個別貸倒引当金	令和3年度	864	650	-	864	650
	令和4年度	650	679	-	650	679
合計	令和3年度	1,062	834	-	1,062	834
	令和4年度	834	707	-	834	707

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	10	15	15	6	10	15	15	6	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	196	167	167	179	196	167	167	179	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
卸売業、小売業	34	30	30	51	34	30	30	51	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	226	115	115	153	226	115	115	153	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	67	61	61	89	67	61	61	89	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	105	51	51	59	105	51	51	59	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	20	19	19	16	20	19	19	16	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	201	188	188	121	201	188	188	121	-	-
合計	864	650	650	679	864	650	650	679	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	21,851	—	20,716
10%	—	10,600	—	10,835
20%	800	99,686	1,000	94,677
35%	—	5,433	—	4,751
50%	4,303	416	5,369	357
75%	—	10,595	—	9,677
100%	300	99,004	300	103,009
150%	—	126	—	148
250%	—	173	—	130
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,404	247,888	6,670	244,303

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

[4] 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,231	1,313	92	71	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

[5] 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

[6] 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	10	10	126	126
非 上 場 株 式 等	1,521	1,521	1,521	1,521
合 計	1,531	1,531	1,647	1,647

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	1	△ 4

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		令和3年度		令和4年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	2,012	0	1,497	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,786		1,515	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,012	0	1,515	0
8	自己資本の額	令和3年度 14,522		令和4年度 14,723	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE：金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される数値。

※△NII：金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される数値。

索引

ごあいさつ 2

概況・組織

当組合の概要・沿革	1
組合員数	1
経営理念・行動指針	2
*事業の組織（組織図）	21
*役員体制（理事及び監事の氏名・役職名）	21
*会計監査人の氏名又は名称	21
*店舗等一覧	25
自動機器（A T M）設置状況	25
営業区域	25

主要事業内容

*主要な事業の内容	22
-----------	----

業務に関する事項

*事業の概況	3～4
*経常収益	31
*経常利益	31
*当期純利益	31
*預金積金残高	31
*貸出金残高	31
*有価証券残高	31
*総資産額	31
*純資産額	31
*単体自己資本比率	31
*出資総額、出資総口数	31
*出資配当金	31
*職員数	31

主要業務に関する事項

*資金運用収支、役務取引等収支 及びその他業務収支	31
*業務粗利益及び業務粗利益率	31
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高 資金運用利回り	31
*受取利息、支払利息の増減	32
*総資産経常利益率	32
*総資産当期純利益率	32
*総資金利鞘	32

預金に関する指標

職員1人当りの預金積金残高 / 1店舗当りの預金積金残高	32
*預金種目別平均残高	35
*定期預金金利区分別残高	35
預金者別預金残高	35
組合員・組合員外別預金残高	35

貸出金等に関する指標

職員1人当りの貸出金残高 / 1店舗当りの貸出金残高	32
*預貸率（期末・期中平均）	32
*貸出金業種別残高・構成比	33
*担保の種類別貸出金残高 及び債務保証見返額	33
消費者ローン・住宅ローン残高	33
*貸出金使途別残高	33
*貸出金科目別平均残高	33
代理貸付残高の内訳	33
*貸出金金利区分別残高	33

有価証券に関する指標

*預証率（期末・期中平均）	32
*有価証券の時価等情報	35
*市場価額のない株式等及び組合出資金	36
*有価証券の種類別・残存期間別残高	36
*有価証券の種類別平均残高	36

経営管理体制

*コンプライアンス態勢	16
*リスク管理体制	17

財産の状況

*貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書	27～30
*法定監査の状況 財務諸表の適正性及び 内部監査の有効性	28
◎協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	34
*貸出金償却額・引当額	34
*貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	34
*商品有価証券の種類別平均残高、 金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱	36
外貨建資産残高	36
*自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）	38
*自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）	39～44

その他の業務

内国為替取扱実績	36
公共債の窓口販売実績	36
公共債引受額	36
手数料一覧	45

その他

通常総代会の開催・総代会制度について	5
総代選挙について	6
お客様アンケート調査について	7～9
地域・社会貢献活動について	10
地域密着型金融の取り組み	11～12
経営者保証に関するガイドラインへの対応	12
S D G s 宣言について	13～14
第6次中期経営計画について	15
苦情処理措置・紛争解決措置について	16
反社会的勢力に関する基本方針	16
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与 対策に係る基本方針・取引時確認のお願い	18
振り込め詐欺救済法への対応について・ 預金者保護法への対応について	19
金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針	20
主要な商品のご案内	23～24
役員等の報酬体系について	37

各開示項目は上記のページに記載しております。
*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に、
◎印は「協金法」及び「金融再生法」に規定されている法定開
示項目です。
※開示項目のうち該当がないものにはついては、記載いたし
ておりません。



みなさまの〈のぞみ〉をかなえるパートナー

のぞみ信用組合

<https://www.nozomi.shinkumi.jp>